

私立専修学校高等課程等授業料補助のお知らせ

豊橋市では、私立専修学校高等課程等就学による保護者のみなさんの負担を軽減するため、私立専修学校高等課程等授業料補助制度を実施しています。本年度は、次のとおり実施しますので、対象となる方は在学する学校の指示に従い、豊橋市にお申し込みください。

1 補助対象となる生徒

10月1日現在、私立専修学校高等課程（理容師、准看護師、美容師、調理師又は製菓衛生師の国家資格の養成課程を置く中学校卒業者を入学資格とする専修学校一般課程及び各種学校を含む）に在学する就学支援金の受給認定を受けた生徒で、その授業料負担者が豊橋市内に住所を有し、令和元年度の道府県民税・市町村民税所得割額の合算額が裏面の所得基準に該当する方。授業料負担者は、父及び母。ただし、父及び母以外に所得税法上の生徒の扶養者となる者がある場合には、その者を含む。

2 申請手続

補助を受けようとする方は、豊橋市教育委員会教育政策課（市役所東館 11 階）へ、下記の書類を令和元年 11 月 29 日（金）までに提出してください。

締め切りを過ぎますと、受付が出来ませんのでご注意ください。

a. 「令和元年度豊橋市私立専修学校高等課程等授業料補助申請書」（全員）

表面を記入した後に学校へ提出し、裏面に学校の証明を受けてください。

b. 「令和元年度愛知県私立学校授業料軽減決定通知書」の写し（全員）

学校から配付があります。4月から6月分と7月から3月分の2枚に分かれている場合は、2枚必要です。（愛知県外の学校へ通う方は、これに準じた書類。）

※乙 I の区分と県外の学校に通う方

受給資格又は区分の確認のために、所得の状況を確認させていただきますので、「道府県民税・市町村民税所得割の額の証明書（課税証明書）」を提出して下さい。授業料負担者分（配偶者の証明書も必要）の平成 30 年度分と令和元年度分が必要です。ただし、平成 31 年 1 月 1 日に豊橋市に住民票のない方は、豊橋市に課税情報がないので、平成 31 年 1 月 1 日時点で住民票のある市役所で課税証明書を発行してもらって下さい。

c. 「請求書」（全員）

d. 生活保護を受給している方は、受給を証明する書類（一部の方）

3 補助金額

区分	補助額(年額)		所得基準(父母合算)
	学年	金額(円)	
甲 I	1.2.3年生	37,600	生活保護 及び令和元年度県民税所得割額と市町村民税所得割額とを合算した額が非課税の世帯
	H26.4.1以降入学の者	36,200	
甲 II	1.2.3年生	13,800	・県民税所得割額と市町村民税所得割額とを合算した額が85,500円未満の世帯
	H26.4.1以降入学の者	18,300	
乙 I A	1.2.3年生	25,000	・県民税所得割額と市町村民税所得割額とを合算した額が175,500円未満の世帯
	H26.4.1以降入学の者	24,200	
乙 I B	1.2.3年生	7,200	・県民税所得割額と市町村民税所得割額とを合算した額が272,500円未満の世帯
	H26.4.1以降入学の者	6,300	
乙 II	1.2.3年生	6,900	・県民税所得割額と市町村民税所得割額とを合算した額が452,500円未満の世帯
	H26.4.1以降入学の者	6,300	

納入する授業料の額が、補助額に満たない場合は、実際に納入する授業料の額を限度とします。授業料の全額が他の地方公共団体の授業料軽減措置等でまかなわれる方は、豊橋市の補助は受けられません。

4 問い合わせ先 豊橋市教育委員会教育政策課 電話 (0532) 51-2820